

5. 通常の学級における特別支援

(1) 難聴・言語障害通級指導学級 — ことばときこえに関する指導 —

通級指導学級は、通常は在籍学級（学籍のある学級）で学習しますが、それぞれの障害の状況や必要に応じた学習内容についての指導を受けるため、決められた日時だけ通級する学級です。港区では御成門小学校にことばときこえの教室、御成門中学校にあおい教室があります。

対象となる児童・生徒

話し方のリズムが気になる子

- ・ことばの始めの音を繰り返す。
- ・ことばのリズムがなめらかでない。
- ・話し始めがつまる。

小

発音が気になる子

- ・発音の誤りや不明瞭さがある。
- ・幼い話し方をする。
- ・ことばがはっきりしない。
- ・鼻にかかったような声になる。

小

ことばの遅れが気になる子

- ・知っていることば、使うことばの数が少ない。
- ・指示の内容を取り違える。
- ・筋道を立てた話し方ができない。
- ・会話のやりとりがうまくいかない。
- ・正しく読んだり書いたりすることが苦手。

小

聞こえにくさがある子

- ・聞こえにくいことにより、行動が遅れる。
- ・聞き逃し、聞き返し、聞き誤りがある。
- ・補聴器や人工内耳を装着している。
- ・幼い話し方をする。

小・中

指導形態

- ・一人ひとりの状態や能力に応じた個別指導を行っています。必要に応じて小集団指導も行っています。
- ・指導回数は週1回程度で45分～90分間を基本とし、決められた日時に通級して学習します。
- ・在籍学級訪問や学校メール等を通して、在籍学級担任との連携を密にします。
- ・必要に応じて、医療、心理、教育の分野の専門家の指導・助言を受け、指導の充実を図ります。

指導の内容

話しことばのリズムに関する学習

- ・好きな活動をしながら、リラックスしてやりとりを楽しむ。
- ・話しやすい速さや読みやすいリズムを身に付ける。
- ・吃音についての正しい知識を学ぶ。

小

発音の練習

- ・息の出し方や、舌の動きをよくする。
- ・正しい発音と誤った発音を聞き分ける。
- ・正しい音の出し方を練習する。

小

ことばの力をのばす学習

- ・遊びや日常の生活経験と結びつけてことばの基礎的な力を育てる。
- ・聞く・話す・読む・書くなどのことばの力をのばす。

小

聞く力をのばす学習

- ・定期的に聴力管理を行う。
- ・自分のきこえについて理解し対処法を学ぶ。
- ・補聴器や人工内耳を使って、正しく聞く力をのばす。
- ・語彙の力を高め、相手に伝わる話し方を身に付ける。

小・中

難聴・言語障害通級指導学級利用申し込みの流れ

流 れ	内 容
相談の申し込み	・保護者から御成門小学校ことばときこえの教室、御成門中学校あおい教室へ、電話で申し込みます。(小学校新1年生は、就学前年度12月以降の相談になります)
面談 検査 申込書の記入など (御成門小・中学校)	・保護者は担当教員と面談を行います。担当教員からお子さんの様子等について聞きます。保護者が申込書に記入します。 ・必要に応じてお子さんに発音や聴覚に関する検査や心理検査などを受けてもらいます。(教育センターと連携)
申込書を 在籍校に提出	・保護者は面談時に記入した申込書を在籍校に提出します。 ・在籍園、在籍校が申込書の所定欄と児童・生徒実態把握表に記入し、教育センター(特別支援教育担当)に提出します。
通級判定委員会	・年3回(6月頃、11月頃、2月頃)行います。 ・通級利用に関する適否を、資料・検査結果等から総合的に判断します。 ・通級判定委員会毎に通級継続の可否等の見直しを行います。 ・通級判定委員会は、医学、教育学、心理学等の専門知識を有する委員で構成しています。
結果のお知らせ	・学校を通じて審議結果を保護者へお知らせします。 (就学前の場合は、教育センターから保護者へ郵送でお知らせします) <通級での指導が<u>適当である</u>と判断された場合> ・適宜指導を開始します。 <通級での指導が<u>適当でない</u>と判断された場合> ・難聴言語通級指導学級と相談し、審議結果の報告や他の支援の提案、経過相談、経過観察などを行うことがあります。

（２）特別支援教室 — 障害等の状況に応じた指導 —

特別支援教室は、通常の学級に在籍している発達障害等のある児童・生徒が、学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようにすることを目的として、各学校に設置しています。

対象となる児童・生徒は、一部の時間、別の教室で巡回指導教員から指導を受けます。

対象となる児童・生徒

次の①～③をすべて満たす児童・生徒が対象

- ① 通常の学級に在籍している児童・生徒。
- ② 知的障害がなく、自閉症、情緒障害（選択性かん黙など※）、学習障害、注意欠陥多動性障害がある児童・生徒（→33ページ）。
- ③ 通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、特別な指導を必要とする児童・生徒。

※選択性かん黙とは、心理的な要因により、特定の状況（家庭の外、あるいは家族以外の人に対してなど）で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態を言います。

指導・支援の体制

週に1～8時間程、巡回指導教員から特性に応じた指導を受けます。また、巡回指導教員以外にも、心理の専門家と特別支援教室専門員が支援を行っています。

巡回指導教員

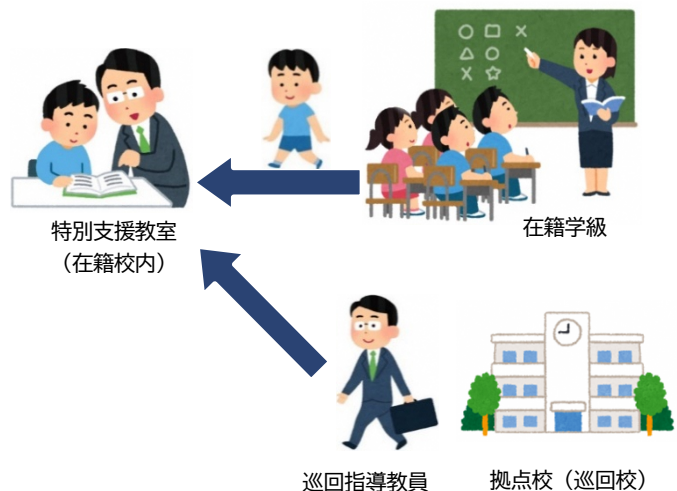
区内の小・中学校の拠点校に配置されている教員です。特別支援教室で指導するとともに、在籍学級の担任と連携し、課題の改善を図ります。

心理の専門家

障害の状態を把握し、指導上の配慮について教員に助言します。

特別支援教室専門員

教員とともに児童・生徒の行動観察や教材作製などを行います。



指導の内容

特別支援教室では、一人ひとりの障害の状態や発達の段階等に応じた指導目標を設定して、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導（自立活動）を行います。

そのため、教科の予習・補習や在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

原則の指導期間

特別支援教室の「原則の指導期間」は、1年間です。

特別支援教室では、障害特性そのものの改善・克服を目指して指導するものではなく、障害から生じる困難さによる「つまずき」の軽減や「学習の仕方」等を身に付けるために必要なことを指導します。学校生活の1年間のサイクルが終了する時点で、児童・生徒が自己の特性を理解して困難への対応の仕方を学び、前向きに学習等に取り組むことができるようになったか等、在籍学級で感じていたつまずきが軽減したかという視点で必ず振り返りを行います。

特別支援教室利用申し込みの流れ

流 れ	内 容
相談	・保護者から学校、または学校から保護者へ特別支援教室の利用について相談します。
保護者の同意	・学校と保護者で、特別支援教室の通室について検討します。 ・保護者の同意や希望がある場合、保護者が<u>申込書・心理検査申込書兼同意書</u>に記入し、在籍校に提出します。 ・申し込み時期は5月頃、9月頃、11月頃です。
心理検査結果の確認	・特別支援教室の利用について審議するための資料の一つとして、心理検査結果の提出をお願いしています。 <心理検査を過去に受けたことがある方> ・学校に受検時期、実施機関、結果等の情報を書面にて提出してください。 <心理検査を初めて受検する方 または 再受検が必要な方> ・提出された心理検査申込書兼同意書をもとに、学校ごとに日程を調整します。 ・教育センターが派遣する検査員が学校を訪問しますので、授業時間内に別室にて心理検査を受けてください。 ・授業中の受検に同意いただけない場合は、日程調整の上、教育センターにて心理検査を受けてください。 ・心理検査の結果は特別支援教室判定委員会が終了した後に、学校を通じてお知らせします。
特別支援教室判定委員会	・通室に関する適否を検査結果、資料等から総合的に判断します。 ・年3回（7月頃、11月頃、1月頃）行っています。 ・特別支援教室の通室期間は原則1年間です。特別支援教室判定委員会毎に通室継続の必要がある場合は見直しを行います。 ・特別支援教室判定委員会は、医学、教育学、心理学等の専門知識を有する委員で構成しています。
結果のお知らせ	・学校を通じて、審議結果を保護者へお知らせします。 ・他の支援の方法を紹介することがあります。

(3) 学習支援員 — 困難さを抱える子どもへの支援 —

学習支援員は、在籍学級(通常の学級)の担任の指導のねらいをうけ、学級内で具体的な支援を行います。自立に向けての支援であるため、一人ひとりの特性に応じて支援が必要な場面のみ支援を受けることができます。通常、成長とともに支援を減らして自立を促していきます。

対象となる児童・生徒

- ・通常の学級に在籍している児童・生徒。
- ・知的発達が遅れがみられず、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害がある児童・生徒(→33ページ)。
- ・通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、授業参加のために個別的な配慮を必要とする児童・生徒。

指導・支援の体制

学習支援員は、原則として対象のお子さんの在籍する学級に配置されます。学級内に対象のお子さんが複数いる場合は、1人の学習支援員が複数の対象児童・生徒を同時に支援することになります。



学習支援員は、特別支援教育について基本的な知識と個別の支援方法について必要な技術を身に付けている学習支援者です。担任の指導のねらいを受け、学級内で支援をします。

(4) 医療的ケア児に対する支援 — 学校看護師による支援 —

医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒の学校生活が過ごしやすくなるために学校看護師が支援します。また、学校で過ごすなかで、自分で出来ることを増やしていけるように支援を行います。

(5) 身体面・安全面の配慮に対する支援 — 介助員による支援 —

介助員は、知的障害学級や自閉症・情緒障害学級に在籍する児童・生徒に対して、日常生活の支援を行います。また、幼稚園や通常の学級に在籍する肢体不自由及び安全面に配慮が必要な幼児・児童・生徒に対し、適切な教育が受けられるよう支援します。

学習支援員利用申し込みの流れ

流 れ	内 容
相談の申し込み	・保護者から学校、または学校から保護者へ学習支援員の利用について相談します。
保護者の同意	・学校と保護者で、学習支援員の配置について検討します。 ・保護者の同意や希望がある場合、保護者が<u>申込書・心理検査申込書兼同意書</u>に記入し、在籍校に提出します。 ・申し込み時期は5月頃、9月頃、11月頃です。
心理検査結果の確認	・学習支援員の配置について審議するための資料の一つとして、心理検査結果の提出をお願いしています。 <心理検査を過去に受けたことがある方> ・学校に受検時期、実施機関、結果等の情報を書面にて提出してください。 <心理検査を初めて受検する方 または 再受検が必要な方> ・提出された<u>心理検査申込書兼同意書</u>をもとに、学校ごとに日程を調整します。 ・教育センターが派遣する検査員が学校を訪問しますので、授業時間内に別室にて心理検査を受けてください。 ・授業中の受検に同意いただけない場合は、日程調整の上、教育センターにて心理検査を受けてください。 ・心理検査の結果は特別支援教室判定委員会が終了した後に、学校を通じてお知らせします。
学習支援員調整会議	・配置に関する適否を検査結果、資料等から総合的に判断します。 ・年3回（7月頃、11月頃、1月頃）行っています。 ・学習支援員調整会議毎に配置継続の必要がある場合は見直しを行います。
結果のお知らせ	・学校を通じて、審議結果を保護者へお知らせします。 ・他の支援の方法を紹介することがあります。